

第13回理事会議事録(要旨)

1 日時 令和7年1月10日(金) 自 午後 1時00分
至 午後 2時40分

1 場所 日本大学会館901会議室

1 出席者

(理事)	林	真理子	大	貫	進一郎
	ソコロワ	山下 聖美	小	堂	俊 孝
	兼	板 佳 孝	篠	塚	力 章
	大	熊 智 之	澤	野	利 章
	永	沼 淳 子	林		宏 行
	三	村 淳 一	飯	塚	和 一郎
	友	近 英 展	中	園	健 二
	今	泉 祐 子	上	條	由 美
	木	村 順 平	浅	井	万 富
	伊	藤 ゆみ子	内	田	和 人
	鬼	頭 宏	高	戸	毅 毅
	平	沢 郁 子	渡	辺	美 代子
(監事)	山	本 寛	小	林	清 浩
	山	本 剛 史	奈	尾	光 浩

報告・連絡

1 第12回理事会議事録(案)報告の件

議長から、第12回理事会議事録(案)報告の件について、報告があった。

2 危機管理委員会における事案報告について

総務部長から、報告資料2に基づき、危機管理委員会にて報告された事案について報告があった。

3 令和7年度予算案(令和6年12月23日現在)について

財務部長から、報告資料3に基づき、法人予算案に関して、理事からの意見聴取を行うため、予算編成の途中経過について報告があった。

- 4 就業規則関連規程の改正に伴う労働者代表への意見聴取結果について
人事部長職務代行から、報告資料4に基づき、就業規則関連規程の制定に当たり、あらかじめ労働者代表への意見聴取が義務付けられていることから、法学部から認定こども園までの部科校等に意見聴取した結果について報告があった。
- 5 業務執行理事定期報告について
業務執行理事（副学長（学務担当）及び常務理事（総務，コンプライアンス，内部統制担当，財務，管財，付属病院担当））から、報告資料5に基づき、業務執行状況について、それぞれ報告があった。

議 事

- 1 労働者代表の意見聴取結果に基づく日本大学任期制教員規程及び無期労働契約への転換に関する規程の一部改正に関する件
総務部長から、資料1に基づき、令和6年11月8日開催の理事会において、当該規程の制定が、労働者代表の意見聴取を条件として承認されているため、報告・連絡第4号で報告した意見聴取結果を受けて、改めて当該規程の一部改正について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。
- 2 日本大学学位規程の一部改正に関する件
総務部長から、資料2に基づき、令和6年3月8日開催の理事会において、大学院危機管理学研究科及び大学院スポーツ科学研究科の博士後期課程設置が承認されたことに伴う規程の一部改正について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。
- 3 本部における職務権限に係る決裁手続及び会議付議事項に関する内規の一部改正に関する件
総務部長から、資料3に基づき、令和6年10月1日から本部内におけるワークフローシステムの導入に伴い、当該内規に定める本部決裁手続及び会議付議基準表の不備を整備するとともに、決裁項目をより具体化及び細

分化するため、内規を一部改正することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

なお、本件は内規の改正であるが、理事会に付議すべき決裁事項について多数、変更が生じているため、理事会に上程している。

4 定年延長に関する件

人事部長職務代行から、資料4に基づき、日本大学教職員就業規則第29条に基づく、教員の定年延長について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

5 改正私立学校法第36条第3項第3号に基づく本学の対応に関する件

人事部長職務代行から、資料5に基づき、令和7年4月1日付けで施行される改正私立学校法第36条第3項第3号において、学校法人が設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任については、理事会が決定する旨規定されていることから、本学における重要な役割を担う職員の範囲を明確にするとともに、これまで明文化されていなかった解任に関して定めることについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

6 3号館AV機器の購入に関する件（法学部）

管財部長から、資料6に基づき、現在建設中の3号館が竣工した際に、教育環境を整えるため、各教室の規模や運用に適したAV機器を購入、設置することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

7 板橋病院外科手術用顕微鏡装置の購入に関する件(医学部)

管財部長から、資料7に基づき、現在使用している装置は、導入から14年が経過し、システムエラーなどの不具合が発生していることから、安全を担保した医療サービスの提供を維持するため、当該装置の更新について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

8 日本大学学則(教育課程)一部変更(芸術学部, 芸術学研究科)に関する件

学務部長から、資料8に基づき、令和8年度からの教育課程について、

芸術学部は、芸術総合教育のより一層の充実と芸術・文化全般にわたる広い視野を持つ人材養成を目的として、カリキュラム及び一部の学科でコース変更を行うこと、また、芸術学研究科は、欧米で実践的な内容を伴う最高学位と言われる「MFA」を現行の学位取得に加えるため、学則を一部変更することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

以 上